

「九条俳句」市民応援団

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会ニュースレター
〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保 689-1-203 武内 気付
TEL 090-2173-2591 MAIL satoru.takeuchi9@gmail.com



「九条俳句」市民応援団 検索
URL http://9jo-haiku.com

最高裁へ！そして現場解決へ ～憲法と行政責任を問う～

あたりまえの「表現の自由」を全国で

あたりまえの現状回復。それは三橋公民館だより
に拒否された2014年6月の選句『梅雨空に
「九条守れ」の女性デモ』が掲載されること。

私たちはそれを望み、当初の地域・当事者間の
解決から裁判闘争に。社会教育施設のあり方を問
い、一審、二審で勝訴した。しかし市は上告。私た
ちも司法の独立の危機のもとあらためて「憲法」
「行政責任」「市民が主役・主権者が創る街さい
たま市」をめざし上告。全国の声、支援とともに更
なる創意工夫、様々な現場闘争で早期解決を！



2017年10月13日一審判決・勝訴 2018年5月18日二審判決・勝訴

2015年(人)第6号 人権救済申立事件
申立人 [redacted]
相手方 さいたま市

決定書(勧告)
2018(平成30)年6月29日

さいたま市
市長 清水 勇人 殿
埼玉弁護士会会長 島田 浩 殿

頭書事件につき、下記のとおり勧告する。
記

第1 主文
さいたま市立三橋公民館が、申立人の所属するかたばみ三橋俳句会
が秀句として選定した申立人の歌んだ俳句(「梅雨空に『九条守れ』
の女性デモ」)を公民館だよりへ掲載しないとしたことは、申立人の
思想・信条を理由とした合理的理由のない不公正ないし不公平な取扱
いであるから憲法14条1項に違反し、申立人や地域住民の表現の自由
(憲法21条)に対する萎縮的効果を生じさせるおそれがあるもの
である。
したがって、貴市に対し、申立人の上記俳句を三橋公民館だより
に掲載することともに、住民からの公民館だよりへの掲載について許
否の判断を行う際には、表現の自由に対する萎縮的効果に十分配慮し、
公正かつ公平な取扱いをすべきことを勧告する。

第2 理由
別紙「調査報告書(抜粋)」のとおり

以上

2018年6月29日人権救済申立に勧告

「九条俳句」上告から今何を！市民集会

9月2日(日) 14時
さいたま市産業文化センター 301・302 会議室

- 原告・弁護団・市民応援団から
- ゲストメッセージ「憲法・表現の自由」
田島泰彦(元上智大教授) 門奈直樹(立教大名誉教授)
- 社会施設現場から。行政、議会、学会、会場から

さいたま市産業文化センター
さいたま市中央区下落合 5-4-3 TEL048-854-0486

「横浜事件と言論の不自由展」を観て

同展示会は7/21〜29
ギャラリー古藤(江古田)で
開催された。私の参加した26
日は望月衣塑子(東京新聞記
者)講演会が近くの武蔵大学
大講堂で行われるということ
で、会場は盛況、熱気に包ま
れた。展示は横浜事件を中心
に、鹿地亘事件、風流夢譚事件
朝日新聞赤報隊事件、E.T.V
2001番組改変事件、ニコ
ン事件、九条俳句事件などで
社会の暗部や不条理性を照射
していた。

今年「横浜事件」の当
事者として闘い続けたジャー
ナリスト木村亨さんの没後20
年に当たり、木村さんに関連
するビデオ上映、言論弾圧や
裁判闘争にまつわる様々な資
料(日記や写真、新聞記事な
ど)が展示されており、普段
見ることでできない機会に恵
まれたことに感動した。展示
を観て気が付いたことは、横
浜事件といっても、一括りに
することのできない個々別々
の事件であったということ

結を固ろうとする先進的知識
人に下した徹底的弾圧であつ
たと見えよう。アジア・太平
洋戦争が進化する中で、41年
に改定された新治安維持法は
「国家総力戦」に不可欠な「思
想統制」目的のために制定さ
れたのであった。15年戦争が
アジアに侵略の牙をむき出し
にする一方で、国内にあっては、
残忍過酷な拷問が伴う言論弾
圧が展開されていたのである。
戦争が接近するにしたがつて、
言論の自由が蹂躪されてゆく
ことを肝に銘じなければなら
ない。

今、安倍政権下にあつて、
改憲策動がすすめられようと
しているが、この動きが、横
浜事件のごとき、自由抑圧、
人権蹂躪の再現をもたらすよ
うなことがあつてはならない。
現憲法の中に構築されている
基本的人権の保障体系を切り
崩すような方向を阻止するた
めに、私たちは声を上げてゆ
かねばなるまい。九条俳句掲
載を勝ち取ろう！

(東松山市 石井碩行)

さいたま市6月議会

6月6～29日の6月市議会は、開会前の
臨時文教委員会や議会運営委員会、本会議、期
間中の文教委員会などで異例の議論が集中した。
「上告は専決事項というが、市教育委員会、執
行部は議会無視ではないか、市民と向き合い現
場の話し合いで解決すべき」との私たちの各会
派要請に対応してくれた。与野党共ども「市民
に向き合い、話し合い解決」は理解してくれた。
議会上採決による専決議案の承認とはなったが、
9月議会では更なる「あたりまえの表現の自由」
実現、公民館だよりへの掲載を求め、様々な取
り組みを強化しよう。(市民応援団武内)

インフォメーション

- ▶8月23日(木) 鎌田慧講演会「アベ政権と日本社会」
18時半 下落合コミュニティセンター(JR与野駅西
口前) [埼玉市民ジャーナリズム講座]
- ▶8月27日(月) 「九条俳句」25日デー、情宣活動
市役所前
- ▶9月2日(日) 「九条俳句」上告から今何を 市民集会
14時 さいたま市産業文化センター
- ▶10月14日(日) 「ハトは泣いている」川口上映会
14時 川口青木会館 [川口社全協、公民館を考える会]
- ▶10月21日(日) 主権者は私たち集会
13時 上野公園野外ステージ

「九条俳句」違憲国賠訴訟を
市民の手で！ 実行委員会
(通称「九条俳句」市民応援団)
武内 晴 (090-2173-2591) 前島英男 (090-1668-6232)
佐藤一子、嶋田耕作 (080-1328-3014) 石垣敏夫 (090-4373-0937)
〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保 689-1-203 武内 気付
URL http://9jo-haiku.com MAIL satoru.takeuchi9@gmail.com

くらしの中から政治を考える。傍聴、集い、もう一度。
●賛同者運動 1000名目標(1口1000円)を 現在1100名
●「九条俳句」募集中
●毎月25日は「九条俳句」デー
振込先 ゆうちよ口座 00150-7-634494 「九条俳句」市民応援団

「社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、その思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取扱いをしたときは、その学習成果を発表した住民の思想の自由、表現の自由が憲法上保障された基本的人権であり、最大限尊重されるべきものであることからすると、当該住民の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となる」とした高裁判決を、さいたま市はどう行政責任をとるのか

上告審に向けて

社会教育における民主的発展を

2018年5月18日、東京高等裁判所において、さいたま市の違法性を一番に引き続き再び認める判決が出されました。判決内容は既に何度もご紹介させて頂いていますが、私は、高裁判決には、『民主主義』の点でも『基本的人権の尊重』の観点でも重要な判示がされていると考えています。

なぜなら、高裁判決は原告の人格的利益を違法に侵害したことを正面から認めていまして、俳句の内容に注目して不公正な取扱いをすることを否定していますので、『民主活動に介入すること』を違法性の重大な根拠と位置付けているからです。

その意味で、高裁判決は、社会教育法12条の趣旨を具体化したともいえる判決ですし、私個人的には、社会教育における検閲禁止を定めた社会教育法12条の違反があったの

高裁判決後、市との2回の話し合い

高裁判決を受けて、原告、弁護士、市民応援団は、市長、教育長に「公民館だより」『九条俳句』を掲載すること」等の申入書を提出し、2度の話し合いを持ちました。原告は、市が上告しない限り上告しない、市が上告した場合は原告も上告するが、あくまで現場解決を目指して行く、と確認した上で申し入れました。残念ながら市が上告を決定したことから原告も上告し、双方が上告手続きを進める中で話し合いとなりました。

市側の出席者は「市の代表として来ている」という生涯学習部長の他4名。上告の理由を「思想、信条を理由に不掲載としたわけではない。不公正な取り扱いはない。判決は不服」と説明し、「国家賠償法上違法である」とした一方、掲載権はさいたま市にある、と。この解釈が難しい。最高裁に整理していただきたい」とも。この主張は1回、2回の話し合いで何度も繰り返

弁護士事務局長 久保田和志

同視できると裁判所も価値評価をしているとすら思っています。

では、そのような高裁判決を得ながら、なぜ上告をしていくのかです。おそらく、上告することに込められた気持ちには、原告を支える方々の中にも色々あるのかなとも感じています。私は『民主主義の前進』にあると考えています。以下に敷衍させて頂きます。

まず、表現の自由や学習の自由というのは、言うまでもなく、民主主義を支える基本的な人権であり、これらの憲法上の人権が十分に保障されることが民主社会において極めて重要であり、この点は論を待たないところです。

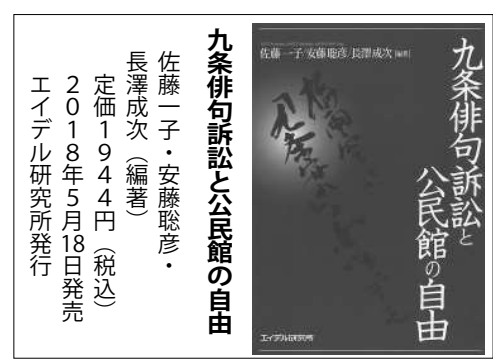
そして、表現の自由や学習の自由は、選挙の場面をはじめとする政治活動の場面に限らず、営利的表現や芸術的表現、経済・環境など様々な社会教育における表現などがあります。どの場面でも制限

されることがあります。しかし、市民が学び・表現することとが不合理に制限されることは、民主主義にとってマイナスイキありません。

そして、今回の問題はまさに「公民館」における「公民館だより」を媒体とした「社会教育施設」における「表現・学習活動」が制限されたことです。

ですから、私たちは、今回の事件においては、社会教育における表現・学習に対する民主的あり方を確認し、社会教育における民主主義を前進させるということが今回の事件の最大のテーマとなるのだと思います。

したがって、私たちは、上告を通じて、俳句の掲載をはじめ、本件を契機として社会教育を前に進めていく必要があります。さらに、上告を行うことを介して、さいたま市がよりよい社会教育を実現していくことが重要だと考えております。



最終的には、さいたま市と十分に協議をして社会教育における模範となるような解決をし、これをリーダーングケースとして、他の公民館・社会教育施設における民主主義の在り方を確立していくことを期待したいと思います。

そして、さらに、社会教育以外においても、十分に表現の自由、学習の自由が尊重され、民主主義を社会教育の場面以外でもよりよいものにつなげていく、そのような課題については考えております。

是非、皆様、今後とも力を合わせてよりよい結論を目指していきましょう。

さいたま市への申入・要望書 (要旨)

本日7月11日の市との話し合いは、私たち6月25日の申し入れ、7月3日の埼玉市教育委員会教育長 細田真由美名回答に基づきおこなわれますが、改めてその具体的現場解決を求め、下記項目について話し合い、さらに市の検討を求めます。

- 【I】 5月18日東京高裁決定後、市はその日事件の判決の概要として判決理由(要約)(1)～(6)まで記し、その後の市の判断材料としている。
改めて市は、この判決についてどう考えているのか、教育委員会など上告の不服理由は(1)～(6)全てなのか、示してほしい。
また判決後6月29日付で、さいたま弁護士会会長 島田 裕孝会長から、さいたま市長 清水 勇人殿として2015年第65号人権救済申立事件 決定書(勧告)として市に出されている。(本ニュースレター1面に掲載)
この1番、2番の判決や、さいたま弁護士会勧告などを受け入れず、上告を続けるさいたま市の司法を無視した行政のあり方に対し、社会的にも責任が問われている。きちんと市が原告・市民に向き合い、受け止め俳句掲載を受け止め俳句掲載などを検討するなど、社会的説明責任を果たし、具体的な解決方法を検討してほしい。
- 【II】 この6月議会での本会議、議事運営委員会、文教委員会など、閉会中や実際の議会での論議を私たちは要請、傍聴をしたが、さまざまな議論、意見は、専断事項はやむを得ないが、各党派とも「いかに原告市民と向き合い解決していく」点では共通の理解があった。
今後市議会へは、どのような解決方法として具体的に考えているのか。例えば、社会教育のあり方について具体的に生涯学習部長やセンター長も交えてのフリースタッフや学習会などの実現について検討を。又、上告を取り下げて事件を話し合いで解決している選択肢はないのか、最高裁確定後市のさまざまな処分、責任についてどう考えているのか。いくつかの検討をどう具体化していくのかを示してほしい。
- 【III】 三橋俳句会は今も創作活動を続けている。是非、当たり前の利用団体として、公民館の関係、原状回復を取り戻してほしい。三橋俳句会・地元連絡協議会。館長・職員との話し合い、解決の手立てを現場に支援して欲しい。具体的には今、3館で行われている公民館だよりの住民参加編集委員会を、まず、三橋公民館でやれるように利用団体が話し合いを持ちたいので市教育委員会・センターとしても、応援して下さい。
また、各館での積極的な利用団体での交流、懇親の住民活用や、この事件判決などで示されてきた、公民館や社会教育のあり方などについて職員の現場研修などに生かしていく事などを検討してほしい。

返され、判決を真摯に受け止める姿勢は微塵も感じられませんでした。

また、1回目の話し合いでは、話し合いを継続していくとしながらも、「話し合うことと上告して整理していただく部分は違う」と、話し合いで解決していくということに

ついては明言せず、最高裁の判断を待つ姿勢を崩しませんでした。

しかし、2回目の話し合いでは、別紙のとおり改めて申し入れ書を提出し、市の考え方を詰めていくなかで、話し合いで解決していく考えや和解も選択肢のひとつとして出しました。また、教育委員

会として三橋俳句会と話し合う考えや、双方の弁護士団が話し合うことにも言及するなど、前進が見られました。

市民応援団は今後、第3回話し合いに向けて、1回目、2回目の話し合いや、「九条俳句」に関する議会答弁など、市の発言を整理し、問題点と課題を明らかにしていく予定です。(市民応援団江野本)